

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	29年度		30年度
		経過措置による不算入額	
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	30,122		31,266
うち、出資金及び資本準備金の額	1,626		1,623
うち、再評価積立金の額	3		3
うち、利益剰余金の額	28,563		29,710
うち、外部流出予定額（△）	63		63
うち、上記以外に該当するものの額	△7		△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	229		223
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	229		223
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
うち、回転出資金の額	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	30,351		31,490
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージサービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	1	2
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライツに係るもの以外の額	2	1	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	34
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	-	36
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	30,349	-	31,454
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	127,004		136,158
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,865		△7,131
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージサービシング・ライツに係るものを除く)	1		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	12,865		7,131
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,623		8,606
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	135,628		144,765
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	22.37		21.72

(注) 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2.当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3.当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	29年度			30年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,820	—	—	1,669	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	501	—	—	200	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,298	—	—	12,606	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	326,342	65,251	2,610	338,297	67,643	2,705
法人等向け	14,401	8,021	320	15,743	9,735	389
中小企業等向けおよび個人向け	13,105	6,451	258	11,994	5,769	230
抵当権付住宅ローン	18,652	6,240	249	18,190	6,092	243
不動産取得等事業向け	472	431	17	366	329	13
三月以上延滞等	873	595	23	608	183	7
取立未済手形	54	10	0	88	17	0
信用保証協会等保証付	18,494	1,813	72	19,172	1,887	75
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	32	—	—	—	—	—
出資等	961	961	38	1,398	1,398	55
(うち出資等のエクスポージャー)	(961)	(961)	(38)	(1,398)	(1,398)	(55)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
上記以外	24,347	48,791	1,951	24,327	49,047	1,961
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	(4,756)	(11,890)	(475)	(4,754)	(11,885)	(475)
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	(11,463)	(28,658)	(1,146)	(11,727)	(29,318)	(1,172)
(うち特定項目のうち調整項目に算出されない部分に係るエクスポージャー)	(206)	(517)	(20)	(176)	(441)	(17)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有)している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち上記以外のエクスポージャー)	(7,922)	(7,725)	(309)	(7,670)	(7,401)	(296)

(単位：百万円)

	29年度			30年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち非STC適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエ クスポージャー	1,299	1,299	51	1,184	1,184	47
(うちルックスルー方式)	(1,299)	(1,299)	(51)	(1,184)	(1,184)	(47)
(うちマンドート方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち蓋然性方式250%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち蓋然性方式400%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れるものの額	-	0	0	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額(△)	-	△12,865	△514	-	△7,131	△285
標準的手法を適用するエクスポージャー計	435,658	127,004	5,080	445,848	136,158	5,446
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	435,658	127,004	5,080	445,848	136,158	5,446
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	8,623		344	8,606		344
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	135,628		5,425	144,765		5,790

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、調製項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\text{<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>} = \frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者	
株式会社格付投資情報センター	(R&I)
株式会社日本格付研究所	(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	(Moody's)
S&P グローバル・レーティング	(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド	(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位:百万円)

	29年度				30年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー
農業	74	74	-	-	83	83	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	5,601	702	4,779	69	5,129	626	4,076	69
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
法人								
建設・不動産業	2,541	2,038	502	22	2,842	2,202	603	20
電気・ガス・熱供給・水道業	3,330	18	3,311	-	3,729	21	3,707	-
運輸・通信業	1,922	54	1,811	-	2,172	85	2,030	-
金融・保険業	343,095	4,758	804	-	355,855	4,755	1,205	-
卸売・小売・飲食・サービス業	3,229	1,509	1,303	50	3,350	1,340	1,603	49
日本国政府・地方公共団体	14,800	13,394	1,405	-	12,806	12,206	600	-
上記以外	483	482	-	2	659	658	-	-
個人	51,458	51,425	-	464	50,422	50,422	-	469
その他	9,122	-	-	-	7,611	0	-	-
業種別残高計	435,658	74,458	13,917	609	444,664	72,402	13,827	608
1年以下	329,163	1,809	1,706		340,971	1,755	1,907	
1年超3年以下	8,262	2,381	5,881		8,194	2,315	5,878	
3年超5年以下	6,333	3,526	2,807		10,282	8,065	2,216	
5年超7年以下	10,598	8,887	1,711		5,904	4,600	1,304	
7年超10年以下	8,472	7,465	1,006		8,771	6,752	2,018	
10年超	49,087	48,283	803		47,139	46,638	501	
期限の定めのないもの	23,740	2,105	-		23,400	2,274	-	
残存期間別残高計	435,658	74,458	13,917		444,664	72,402	13,827	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	234	229	-	234	229	229	223	-	229	233
個別貸倒引当金	1,512	1,269	6	1,506	1,269	1,269	1,153	-	1,269	1,153

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	29年度						30年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法 人	農業	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	289	227	-	289	227	-	227	215	-	227	215	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	483	379	-	483	379	-	379	337	-	379	337	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-
	運輸・通信業	20	17	-	20	17	-	17	28	-	17	28	-
	金融・保険業	7	6	-	7	6	-	6	5	-	6	5	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	322	282	6	316	282	-	282	408	-	282	408	-
	上記以外	272	259	-	272	259	-	259	72	-	259	72	-
個 人	114	94	-	114	94	1	94	80	-	94	80	-	
業種別計	1,512	1,269	6	1,506	1,269	1	1,269	1,153	-	1,269	1,153	-	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		29年度			30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信 用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	22,029	22,029	-	19,705	19,705
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	18,735	18,735	-	19,418	19,418
	リスク・ウェイト 20%	1,904	326,381	328,286	1,603	338,374	339,978
	リスク・ウェイト 35%	-	17,796	17,796	-	17,354	17,354
	リスク・ウェイト 50%	8,332	475	8,808	8,235	487	8,723
	リスク・ウェイト 75%	-	8,953	8,953	-	7,976	7,976
	リスク・ウェイト 100%	1,407	17,634	19,042	2,785	16,754	19,539
	リスク・ウェイト 150%	264	72	336	-	64	64
	リスク・ウェイト 200%	-	11,463	11,463	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	206	206	-	11,904	11,904
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		11,909	423,749	435,659	12,624	432,039	444,664

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	29年度		30年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	3	—	63	—
中小企業等向け及び個人向け	143	54	107	50
抵当権住宅ローン	0	512	—	465
不動産取得等事業向け	—	41	—	37
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外	—	125	—	52
合 計	147	734	171	606

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフバランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	436	436	856	856
非上場	12,101	12,101	12,358	12,358
合計	12,537	12,537	13,215	13,215

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

29年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
116	3	105	16

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,184
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-

9 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方や範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変動額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年最低残高、②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

○ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)
特段ありません。

(単位：百万円)

②金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク		$\Delta E V E$
項番		30年度
1	上方パラレルシフト	1,597
2	下方パラレルシフト	-
3	スティープ化	2,037
4	フラット化	-
5	短期金利上昇	-
6	短期金利低下	-
7	最大値	2,037
8	自己資本の額	31,454